

霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第202号）の一部を改正する条例

改正後（案）	改正前
<p>○<u>□□□□□□□□</u>の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年11月 7日 条例第202号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成18年 6月29日条例第101号 平成22年 3月31日条例第33号 平成24年 6月13日条例第19号 平成26年 1月14日条例第 6号 平成26年 2月27日条例第19号 平成28年12月26日条例第62号 令和元年12月27日条例第53号 令和 4年12月26日条例第72号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>勤労者及び勤労者家庭</u>の福祉の増進を図るため、<u>□□□□□□□□</u>（以下「<u>□□□□□</u>」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>□□□□□□</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>□□□□□□□□</u></p> <p>位置 霧島市国分中央三丁目43番10号</p> <p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第2条の2 <u>□□□□□□</u>の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時休館することができる。</p> <p>(1) 開館時間は、<u>午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>(2) 休館日</p> <p>ア <u>月曜日</u></p> <p>イ 国民の祝日に関する法律（<u>昭和23年法律第178号</u>）に規定する休日</p> <p>ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）</p>	<p>○<u>霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例</u></p> <p style="text-align: right;">平成17年11月 7日 条例第202号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成18年 6月29日条例第101号 平成22年 3月31日条例第33号 平成24年 6月13日条例第19号 平成26年 1月14日条例第 6号 平成26年 2月27日条例第19号 平成28年12月26日条例第62号 令和元年12月27日条例第53号 令和 4年12月26日条例第72号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>女性労働者及び勤労者家庭の女性</u>の福祉の増進を図るため、<u>霧島市働く女性の家</u>（以下「<u>働く女性の家</u>」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>働く女性の家の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>名称 <u>霧島市働く女性の家</u></p> <p>位置 霧島市国分中央三丁目43番10号</p> <p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第2条の2 <u>働く女性の家の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時休館することができる。</u></p> <p>(1) 開館時間は、<u>平日は午前9時から午後9時までとし、土曜日は午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>(2) 休館日</p> <p>ア <u>日曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日と重なる場合は、その翌日）</u></p> <p>イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）</p>

(指定管理者による管理)

第2条の3 □□□□□□の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により□□□□□□の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の2中「市長が特に必要と認めるときは、」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第4条、第5条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第1項の規定により□□□□□□の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が□□□□□□の管理を行うこととされた期間前にされた第4条(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 第1項の規定により□□□□□□の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が□□□□□□の管理を行うこととされた期間前に第4条(第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第2条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) □□□□□□の維持管理に関する業務
- (2) □□□□□□の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が□□□□□□の管理上必要と認める業務

(使用者の範囲)

第3条 □□□□□□を使用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市に住所を有する勤労者又は市内事業所で働く勤労者
- (2) 前号に掲げる勤労者の家族
- (3) 前2号に掲げる者で組織された団体
- (4) その他市長が認める者

(使用の許可)

第4条 □□□□□□を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(指定管理者による管理)

第2条の3 働く女性の家の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により働く女性の家の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の2中「市長が特に必要と認めるときは、」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第4条、第5条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第1項の規定により働く女性の家の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が働く女性の家の管理を行うこととされた期間前にされた第4条(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 第1項の規定により働く女性の家の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が働く女性の家の管理を行うこととされた期間前に第4条(第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第2条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 働く女性の家の維持管理に関する業務
- (2) 働く女性の家の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が働く女性の家の管理上必要と認める業務

(使用者の範囲)

第3条 働く女性の家を使用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市に住所を有する女性労働者又は市内事業所で働く女性労働者
- (2) 本市に住所を有する勤労者家庭の女性
- (3) 前2号に掲げる女性の団体
- (4) その他市長が認める者

(使用の許可)

第4条 働く女性の家を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、□□□□□□の管理上必要と認めるときは前項の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり条件を付することができる。

（使用制限及び取消し等）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を与えないことができる。また、許可後の場合も使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 政治的又は宗教的活動に使用し、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 営利を図る目的で使用し、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他管理上支障があると認められたとき。

（使用後の措置）

第6条 使用者がその使用を終わったとき、又は使用中止を命ぜられたとき、若しくは使用許可の取消しを受けたときは、速やかにこれを原状に復して返還しなければならない。

（使用料）

第7条 □□□□□□の使用料は、別表のとおりとし、使用する日までに納付しなければならない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、相当の使用料を返還することができる。

- (1) 災害その他使用者の責に帰することができない理由で使用不能となったとき。
- (2) 公益上若しくは管理上の必要又は市若しくは市の機関の必要により許可を取り消したとき。
- (3) 使用開始前に許可の取消し又は許可条件の変更を申し出た者について、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

（使用料の減免）

第8条 市長は、別に規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

（損害賠償）

第9条 使用者が施設又は器具等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に復するか、若しくは市長が認定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむ

2 市長は、働く女性の家の管理上必要と認めるときは前項の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり条件を付することができる。

（使用制限及び取消し等）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を与えないことができる。また、許可後の場合も使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 政治的又は宗教的活動に使用し、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 営利を図る目的で使用し、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他管理上支障があると認められたとき。

（使用後の措置）

第6条 使用者がその使用を終わったとき、又は使用中止を命ぜられたとき、若しくは使用許可の取消しを受けたときは、速やかにこれを原状に復して返還しなければならない。

（使用料）

第7条 働く女性の家の使用料は、別表のとおりとし、使用する日までに納付しなければならない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、相当の使用料を返還することができる。

- (1) 災害その他使用者の責に帰することができない理由で使用不能となったとき。
- (2) 公益上若しくは管理上の必要又は市若しくは市の機関の必要により許可を取り消したとき。
- (3) 使用開始前に許可の取消し又は許可条件の変更を申し出た者について、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

（使用料の減免）

第8条 市長は、別に規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

（損害賠償）

第9条 使用者が施設又は器具等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に復するか、若しくは市長が認定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむ

を得ないと認めるときは、この限りでない。

(利用料金)

第10条 第7条第1項の規定にかかわらず、□□□□□□の管理を指定管理者に行わせる場合には、第2条の4各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に□□□□□□の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で当該指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の返還又は減免をすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国分市働く婦人の家設置管理条例（昭和62年国分市条例第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月29日条例第101号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第33号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年6月13日条例第19号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年1月14日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日において、既に納入された使用料及び手数料については、なお

を得ないと認めるときは、この限りでない。

(利用料金)

第10条 第7条第1項の規定にかかわらず、働く女性の家の管理を指定管理者に行わせる場合には、第2条の4各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に働く女性の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で当該指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の返還又は減免をすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国分市働く婦人の家設置管理条例（昭和62年国分市条例第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月29日条例第101号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第33号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年6月13日条例第19号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年1月14日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日において、既に納入された使用料及び手数料については、なお

従前の例による。

附 則（平成26年2月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月26日条例第62号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月27日条例第53号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月26日条例第72号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

別表（第7条、第10条関係）

区分	基本使用料（1時間につき）
会議室	140円
相談室	140円
研修室（和室）	250円
研修室（洋室）	250円
軽運動室	280円
調理実習室	200円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 使用者が入場料、会費又はこれらに類するものを徴収する場合の使用料は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

従前の例による。

附 則（平成26年2月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月26日条例第62号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月27日条例第53号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月26日条例第72号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

別表（第7条、第10条関係）

区分	基本使用料（1時間につき）
会議室	140円
相談室	140円
研修室（和室）	250円
研修室（洋室）	250円
軽運動室	280円
調理実習室	200円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 使用者が入場料、会費又はこれらに類するものを徴収する場合の使用料は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

3 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記2に掲げる場合にあっては、当該規定により算出して得た額を基本使用料とする。）に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

4 3の「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市内の事務所、事業所等に勤務する者
- (3) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在学する者
- (4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体

3 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記2に掲げる場合にあっては、当該規定により算出して得た額を基本使用料とする。）に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

4 3の「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市内の事務所、事業所等に勤務する者
- (3) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在学する者
- (4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体